

令和5年11月27日

厚生労働省
大臣 武見 敬三 殿

公益社団法人 全国助産師教育協議会
会長 葉久 真理

要望書



今後、一層深刻化が予測される超少子・高齢社会において、妊娠・出産・子育て支援及び女性の健康支援の専門家である助産師には、これまで以上に役割発揮が期待されており、女性に寄り添い、母子や家族を身近で支える質の高い助産師を育成することは急務です。

また、医師の働き方改革に伴うタスク・シフト/シェア推進の流れを受けた第8次医療計画では、自律した助産実践に大きな期待が寄せられています。

その一方で、新型コロナウイルス感染症による保健師助産師看護師等の教育への影響は未だ解消されておらず、更なる改善と充実に向けた取組みが求められています。

特に、助産師教育では、少子社会において産科施設が減少する中、様々な社会状況を背景に医学的・社会的ハイリスク妊産婦の増加等、時代の潮流に伴う産科医療や家族の変化を見据えた教育の質保証のためのシステムの構築が重要であると考えます。

中でも、助産学実習は、助産師教育の中核をなすものであり、臨地における臨床指導者からの実践教育は、専門職として自律する能力を養う上で非常に重要です。教育の質をさらに高めるためには、養成機関と実習の受け入れ施設が、演習と実習の有機的連動を図り、助産師教育共用試験を実施すること、実習を引き受ける上での危機管理や、多大な労力と時間を要する教育・指導に対して、手厚い補助をすることで、更なる教育効果が期待できます。また、助産師学生から新卒助産師への切れ目のない教育のための卒後臨床研修を担当する助産師の専属配置と、助産教育評価等、助産師教育を担当する助産師資格を有する専門官（看護系）の配置により、自律した助産実践が育成されます。

そこで本協議会は、助産師教育の質向上を推進するため、以下4点について要望いたします。

要望事項

1. 実習前／卒業前の助産師教育共用試験 (CBT: Computer Based Testing および OSCE: Objective Structured Clinical Examination) の導入向けた予算措置
2. 助産学実習受け入れ施設に教育・指導補助金を支給する為の予算措置
3. 新卒助産師の卒後臨床研修を担当する助産師の専属配置に向けた予算措置
4. 看護課に助産師教育を担当する助産師資格を有する専門官(看護系)を配置するための予算措置

1. 実習前／卒業前の助産師教育共用試験 (CBT:Computer Based Testing および OSCE:Objective Structured Clinical Examination) の導入向けた予算措置

【要望理由】

助産師教育では、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（以下、指定規則とする）に基づき『学生1人につき正常産を10回程度直接取り扱うこと』や、『妊娠中期から産後1か月まで継続して受け持つ実習を1例以上行うこと』など、臨床参加型実習を展開しており、さらに、『産後4か月程度の母子のアセスメントを行う能力を強化する実習を行うことが望ましい』ことから、実習前の助産師学生には高い知識と技術が求められています。

また、女性や子育て期の家族を取り巻く問題・課題は複雑化しており、母子の安全が守られ、妊産婦や家族、あるいは臨床側から助産師学生の基礎的能力に対する信頼を得られるよう、助産学実習開始前の学生の質を一定水準に担保し、保証するための知識・技術・態度を兼ね備えた質の高い助産師の養成は喫緊の課題です。

この助産師教育共用試験は、医学教育においては医師法並びに共用試験省令で定められており、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則においても、臨床実習に臨床実習前の評価及び臨床実習後の評価を含むことが明記されています。助産師教育においても共用試験の重要性は認識されており、本協議会では『助産師教育における将来ビジョン2021』の一つに助産師教育共用試験の導入を掲げ、実装に向けて準備を進めているところです。

これまで以上に社会が助産師を求める状況において、その期待に応えられる助産師養成のために、助産師教育共用試験の導入に向けて予算措置をお願いいたします。

2. 助産学実習受け入れ施設に教育・指導補助金を支給する為の予算措置

【要望理由】

我が国における令和4年度の出生数は、約77万人となり、過去最低の合計特殊出生率(1.26)となりました。出生数は今後も減少の一途を辿ることが予測されています。この少子社会において産科施設が減少する中、様々な社会状況を背景に医学的・社会的ハイリスク妊産婦が増加しており、妊産婦やその家族への個別的・継続的なケアニーズは高まる一方です。

助産師教育では、助産を取り巻く状況変化を踏まえて助産師学校養成所カリキュラムの見直しが行われ、新カリキュラムのもと教育を開拓しているところですが、根拠に基づき支援する能力を育成するための臨地実習の質を担保するための課題を抱えています。

助産師教育における助産学実習では、指定規則で定められている『学生1人につき正常産を10回程度直接取り扱う』機会を得ることが非常に困難な状況となっており、さらに、産科医療施設の減少に伴い、実習施設の確保／維持が難しくなっています。

助産学実習は、助産師教育の中核をなすものであり、臨地における臨床指導者からの実践教育は、専門職として自律する能力を養う上で非常に重要です。さらに母子の生命に責任をもつ助産師の育成には、危機管理のもと、多大な労力と時間を要することから実習受け入れ施設の負担も大きいため、助産学実習の受け入れ施設への教育・指導補助金の予算措置をお願いいたします。

3. 新卒助産師の卒後臨床研修を担当する助産師の専属配置に向けた予算措置

【要望理由】

新型コロナウイルス感染症パンデミックにより、妊産婦の不安および抑うつ症状が増加し、児童虐待や家族のメンタルヘルスケアにも影響を及ぼしているとの報告が多数みられ、with コロナから After コロナに転換しつつある現在においては、これまで以上に多様性や個別性のある手厚い助産ケアが求められています。また、学生の臨地実習においても、感染防止の観点からケア対象者との接触が阻まれ、対人援助の基本であるコミュニケーション技術をはじめ事例を通しての体験や経験を十分得ることが難しい状況におかれています。

このような社会状況において新卒助産師が、妊産婦や新生児とその家族に寄り添い、必要とされる助産ケアを提供できる実践力を修得するには、卒後研修の保障が必須であるため、新卒助産師のレディネスに応じて個別に丁寧に指導を受けられるように、卒後臨床研修を担当する助産師の専属配置をお願いいたします。

4. 看護課に助産師教育を担当する助産師資格を有する専門官(看護系)を配置するための予算措置

【要望理由】

社会の変化を踏まえ助産師教育のさらなる充実を図るため、指定規則が 2022 年度に改正され、各養成機関において新カリキュラムが運用されています。

改正された助産師教育の評価や教育に係る制度設計等において、近年の周産期医療や母子保健をはじめ母子とその家族を取り巻く状況を分析し、助産師教育が広く国民に資する成果を残せているのかを検証するためには、助産師としての視座が必要であり、助産師教育を担当する助産師資格を有する専門官(看護系)を配置するための予算措置をお願いいたします。